

# 標識設置届の変更について

標識設置後に計画を一部変更したときは、速やかに標識の当該事項を変更後の内容に訂正のうえ、標識設置届の変更の手続きをしてください。

	窓口で手続きをする場合	電子メールで手続きをする場合
用意するもの	①標識設置届（控） ②訂正後の標識の近景写真 設置箇所数×2部	①標識設置届（控） ②訂正後の標識の近景写真 全ての設置箇所分
	○標識設置届（控）：新規の届出時に受付印を押印したもの ○写真：文字が読み取れるもの 標識設置位置の変更があった場合には、遠景写真も用意	
手続き	上記①②を窓口に持参し、都が保有する標識設置届（正）と標識設置届（控）について、変更箇所を手書きで訂正し、備考欄に記入。写真を提出。 ○標識設置届（控）は、あらかじめ訂正して持参してもよい。 ○備考欄に記入する項目 手続日・変更した項目・担当者（来庁した方）の所属	(1) 標識設置届（控）の変更箇所を手書きで訂正し、備考欄に記入したうえで、PDFファイルを作成 ○標識設置位置の変更があった場合には、標識設置位置図も訂正し、PDF作成 ○備考欄に記入する項目 手続日（メールの送信日）・変更した項目・担当者（メールの送信者）の所属  (2) 写真を1部印刷 ○標識設置届（控）と一緒に保管  (3) 標識設置届（控）と写真のファイルを添付したメールを送信 ○メールの件名：標識設置届の変更（第●号） ※「第●号」は、新規の届出時の受付印に記載された受付番号 ○メールの宛先 S0000164@section.metro.tokyo.jp 東京都都市整備局市街地建築部調整課 ○添付ファイルのサイズは10MBまで  (4) メール送信後、送信した旨を電話で下記担当へ連絡
	訂正後の標識設置届（控）には、当課受付印を押印します。	PDFをお送りいただく為、お手元の標識設置届（控）に受付印は表示されません。

**担当：東京都 都市整備局 市街地建築部 調整課 建築紛争調整担当**  
**電話：03(5388)3377**